- [208]

氏 名(本 籍) **海老澤 哲 雄 (東 京 都)**

学位の種類 博士(文 学)

学位記番号 博乙第 1,141 号

学位授与年月日 平成8年1月31日

学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当

審 查 研 究 科 歷史 · 人類学研究科

学位論文題目 十三世紀モンゴルの対西欧関係に関する研究

主 査 筑波大学教授 文学博士 片 岡 一 忠

副 査 筑波大学助教授 文学博士 佐 藤 文 俊

副 查 筑波大学教授 Dr. phil. 和 田 廣

副 查 筑波大学助教授 佐 野 賢 治

副 査 筑波大学教授 文学博士 相 馬 隆

副 査 筑波大学名誉教授 大 薮 正 哉

論 文 の 要 旨

本論文は、モンゴルと西欧の関係をモンゴル側から、モンゴルが一元的勢力として西欧に脅威を与えた1240~1250年代を中心に、両者の間で交換された文章の形式・内容の分析を通して考察した研究である。その際、両者の関係が成立する前の、モンゴルの勢力が北アジアから西アジアを征服する時期(前史)、モンゴル帝国が解体して西欧にとって脅威でなくなった1260年以降をも視野に入れて幅広い見地から考察している。序論、結論と本篇四章、別篇二章、文献目録から構成されている。

「序論」では13世紀北アジアのモンゴル草原に興ったチンギス・ハンの率いるモンゴル軍団はまたたく間に西アジアを席巻し、その勢力は一時的ではあるが、ポーランド・ハンガリーまで及んだ。それまでヨーロッパの、東方のアジアに関する情報はきわめて限られたものであったが、突如として出現した未知のモンゴル勢力との接触・交渉が開始されて大きく変化した。すなわち、両者の関係はそれまでほとんど没交渉にあった時代からその後の東西世界交通の時代の幕開けといえるものであった。その幕開け時期の交渉には東方のモンゴルと西欧キリスト教世界との、両者の思惑が色濃く反映しているといえる。現在両者の関係を示すものとして数篇のモンゴル側からの交換文書が残されている。この文書にみえるモンゴル側の交渉姿勢を考察することによって、モンゴルの対西欧観、世界統治理念を解明できるとする。

第一章「モンゴル帝国の対西欧文書」は、本研究の中核をなす部分である。モンゴルの対外交渉の手法、交渉文書の形式・内容に関して、西欧との接触がはじまる前のチンギス・オゴデイ両ハン期(第一節)、西欧との交渉が行われたグユク・モンケ両ハン期(第二・三・四節)に分けて考察する。第一節では、チンギス・ハンが周辺のキルギス、ウイグル、金朝、高麗等に対する交渉スタイル、とくに服属要求の文書についてその特徴を指摘し、そこにはトルコ・モンゴル系の北方民族のテングリ(天)に対する伝統的信仰や、中国の天の思想の影響が読み取れるとする。その文書表現は、つぎのオゴデイ・ハン期には定型化されていく。第二節以下では、現存するグユク・モンケ両ハン期モンゴル側からの四文書を形式に則して、それぞれ「勅令」部分と「書簡」部分に分け、各部分の具体的な内容について分析する。現存文書はモンゴル語からラテン語に翻訳され、その際キリスト教的な潤色・改竄が施されているが、著者はキリスト教的な潤色・改竄の箇所を洗い流せば、史料としての利用

に耐えうるとして、文書の翻訳と解析を行い、『新約聖書』からの引用・挿入を指摘しつつ、そこから読み取れるモンゴル側の意図と西欧の期待感を解明する。その結果、チンギス・ハン時代に、全地上の統治権把握を宣したモンゴルは、それ以降一貫して対外的服属要求文書として「神の命」すなわち「勅令」を作成し、対西欧交渉でも例外なく実際の要求文書(「書簡」)とともに「勅令」を送っている。文書形式からモンゴルの対外交渉はアジア諸地域に対しても西欧に対しても変化はなく一貫していたことを説いている。

第二章「エルケルタイのルイ九世あての書簡とその史的背景」では、1248年十字軍を率いてキプロス島に滞在していたルイ九世にあてたエルケルタイの書簡について、現在ヨーロッパの学界では本物とされているが、文書の内容を検討して本物ではないとした。文書は前述したような「神の命」の勅令に相当する部分がないこと、東方の君主「キオカイ」のキリスト教保護を強調し、ルイ九世の宗派の別なくキリスト教徒を平等に扱うことを訴える、というようにキリスト教関係に終始していることから、モンゴルの正式の文書ではなく、モンゴル事情に通じたネストリウス派関係者の手になるものであるとする。さらにヨーロッパ学界で本物とみられた背景として、アジアの情報が少なかった12世紀におけるプレスター・ジョン伝承、13世紀におけるダヴィド王の物語のように、西欧には「キオカイ」がキリスト教徒君主として伝わっていたことが考えられるとする。

第三章「シモン修道士の対モンゴル交渉記録の再検討」では、ローマ教皇が派遣した使節アスケリヌス修道士の一行に対してモンゴル側が非道な扱いをしたという事件について、事件に関する唯一の記録であるシモン修道士の報告書を文字どおり慎重に吟味し考察し、モンゴルが西欧からの使節を迎えた際の交渉の姿勢を一般論、同時期のカルピニー行への対応等と比較して、それらとの相違点を報告書の交渉記述から拾いだして、言われるような非道な扱いをうけたわけではなかったが、交渉の際のアスケリヌス修道士の強硬な態度がモンゴル側を憤慨させ、一行は邪険な応対を受けた。その結果シモンの記録は悪意に満ちたものになったとする。

第四章「アルゲン・ハンと教皇-1285年の教皇あて書簡をめぐって」は、1260年代、70年代のイル・ハン国から西欧への文書を概観して、標記の書簡(ラテン語訳)の翻訳を試み、その内容分析を行って、ラテン語訳文書は潤色されたものであるが、原書の意図は残されているとして加筆・潤色の箇所と原書に近い部分を峻別した。本書簡の意図はシリアへの共同出兵をよびかけたもので、モンゴル帝国の解体後西アジアを支配するルイ・ハン国はイスラム勢力の対峙することから、西欧に対して共同歩調を求めることがあったが、本書簡はその真偽のほどはさておき、帝国解体後のモンゴルの対外交渉の変化を示唆する資料であるとする。

別篇第一章「キリキア・アルメニア王国とモンゴル帝国」では、小アジアの東南部に位置するキリキア・アルメニア王国は従来、西欧ではモンゴルと同盟国のようにみられていたが、同国はモンゴルに服従したことを明らかにした。モンゴルへ服属した王国の決断を示す資料として、「アルメニア元師からキプロス王あて書簡」の試訳を付す。

別篇第二章「カルピニの『モンゴル報告書』―ケー・デ・ブリディア『タルタル報告書』との比較を通して」は、1246年グユク・ハンの宮廷にやって来たローマ教皇の使節カルピニ修道士の報告書は発表当時から多くの人々の目にふれ、諸国語に翻訳され研究に利用されてきたが、カルピニー行に加わったベネディクトウス修道士の報告書(その口述をケー・デ・ブリディアが記録した)は長く人目にふれることがなかった。しかし、カルピニの報告にはない独自の記事も含まれるとして、西欧からみたモンゴルに関する資料として書誌学的考察を試みたものである。

「結論」では、以上考察した成果をまとめて提示する。すなわち、北アジア草原を統一したモンゴルはその勢力拡大に際し、服属を要求するとき、武力行使で威嚇するのではなく、まず使節を派遣して天=神から全地上統治権を受託したことを示すメッセージ(「勅令」)を送り、服属を迫った。西欧との交渉文書もその形式を踏襲したもので、チンギス・ハンを以て地上における唯一の君主とする「神の命」と具体的な要求をしたためた書簡の二種に分けられる。その文書形式は1260年以降モンゴル帝国の解体によって変化し、「神の命」様式は放棄された。これら西側に残されたモンゴル関係文書は、ラテン語に翻訳される際にキリスト教的潤色が施される場合が多い。

しかし、その点に留意して分析すれば十分利用に耐えうるものとなる。1247年のシモン修道士の記録、1248年のルイ九世あての書簡、1282年のアルグン書簡などは、キリスト教色を念頭に吟味すればその資料の狙いが判明できるとする。別篇ではモンゴルに服属した小国とモンゴルとの関係の実態を明らかにし、いまひとつは今後の研究の拠るべき史料に関する考察を付した。

審査の要旨

本論文は、従来本格的研究のないまま、概略的にしか言及されることのなかったテーマにはじめて取り組んだ意欲的な研究である。その評価すべき点は、第一に、従来モンゴルと西欧との関係は専ら西欧からの視点が中心で、モンゴル側からの対西欧関係に対する取り組みといった視点には注意を払われてこなかった。本研究によって、モンゴル側の視点から対西欧関係を明らかにしようとした点で、意義ある研究であるといえる。第二に、モンゴルの周辺諸勢力に対する服属要求文書について、その形式から時代を遡って追及し、モンゴルの対外交渉の原則の継続性を明らかにした点で評価できる。その際、モンゴル系民族のテングリ(天)信仰の伝統と中国の天の思想の影響に言及するなど、モンゴル族がその発展の過程で取り入れた文化・思想にまで目配りをしている。第三には、従来ヨーロッパの学界ではモンゴルとの交渉にあたったアスケリヌス一行がモンゴルから非道な扱いをうけたということが通説となっていたが、文書の分析によってその通説に根拠がないことを指摘した。第四には、西側に残されたモンゴル関係文書は、ラテン語に翻訳される際にキリスト教的潤色が施される場合が多い。しかし、その点に留意して分析すれば十分利用に耐えるとして、ヨーロッパの学界では通説とされている文書をキリスト教色を念頭に分析し、その文書の狙いを明らかにした点は史料研究の一例として評価できる。また、各処で試みられた本邦初の文書史料の翻訳は完訳ではないが、史料研究として重要なことである。別篇のブリディア『タルタル報告書』の紹介・考察は今後の研究の発展を期待されるものであるといえる。

しかし、史料の多寡に起因するとおもわれるが、論述にやや疎密がみられる。この点は一工夫があってしかるべきであろう。ラテン語史料に拠ってモンゴルの行動を考察するという手法は、史料に対する慎重な分析態度によってそれなりに成功しているが、結果的には分析が慎重なあまり論が錯綜するきらいがある。また用語の使用上一層の慎重さ・適確さが求められる。なお、別篇第二章で取り上げたカルピニとブリディアの報告書のより詳細な分析をおこなうことによって、本研究で取り上げられた文書を補い、考察を深化させることができるのではないかと考えられる。今後の研究として望まれるところである。

本論文は、残された問題があるとしても、モンゴルの視点からの対西欧関係史という未開拓の分野に果敢に取り組んだ博士論文として十分独創性があり、学界への貢献が大であると認められる。

よって、著者は博士(文学)の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。